

山形市立蔵王第二小学校「いじめ防止基本方針」

平成 26 年 2 月策定

1. いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

いじめとは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものもふくむ）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。

そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものです。

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

上記の考えのもと、本校では、全教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全児童が、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組めることができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、本校の「いじめ防止基本方針」を策定しました。

2. いじめ防止のための教職員の基本姿勢

- ① いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。
- ② 「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」という共通認識をもち、自浄作用のある学校・学級作りに努めます。
- ③ 児童一人一人の自己有用感を高め、自己肯定感を育む教育活動を推進します。
- ④ 「いじめの様態」の共通認識をしっかりとっておき、いじめの早期発見のために、様々な手段を講じ、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

<いじめの様態>

- (1) 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）で誹謗中傷や嫌なことをする。
- (9) その他

（文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

- ⑤ 当該児童の安全を保障するとともに、いじめの早期解決のために、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたります。
- ⑥ 当該学級担任だけでなく、組織的に対応します。
- ⑦ 学校と家庭、関係機関が協力して、事後指導にあたります。

3. いじめ防止対策のための組織の設置

(1) 学校内の組織

① 「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導担当、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任による「いじめ防止対策委員会」を設置します。必要に応じて委員会を開催します。

ただし、小規模校である本校の実態から、基本的には全教職員で全ての事案に対応します。

② 「サポート会議」

定期的「子どもを語る会」で、児童・学級の様子や指導についての情報交換、及び共通認識・今後の指導についての話し合いを行います。

(2) 家庭や地域と連携した組織

①「蔵王二小を語る会」

6月、11月の年2回、授業参観等を通して、児童の学習・生活の様子を伝えるとともに、家庭や地区での様子について情報交換を行います。

メンバーは、以下の通り

・各町内会総代・民生児童委員・主任児童委員・保護者代表

4. いじめの未然防止の取り組み

(1) いじめ対策年間計画（別表）

(2) 子ども理解に基づく教育活動の推進

①授業改善

*生徒指導の機能を重視した「分かりやすい授業：全ての児童が参加・活躍できる授業」を展開し、自己有用感を高めます。

②学習ルール・規律づくり

*正しい姿勢、発表の仕方・聞き方の指導

③互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間（学級集団）づくり

*話し合い活動・学級活動の充実

*主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う自尊感情を感じ取れる「心の居場所づくり」「絆づくり」をします。

④温かい学級経営・教育活動

*児童に愛情を持ち温かい声かけをし、一人一人を大切にしたい学級経営と児童に自己存在感や充実感を与える教育活動を推進します。

⑤自尊感情を高める学習活動や学級活動、学校行事

*授業をはじめ学校生活のあらゆる場面で、他者と関わる機会を工夫し、個々の違いを認め合う仲間づくりをします。

⑥児童会活動の充実

*異学年交流を通じた人間関係づくり

「1年生を迎える会」「1年生入学時の紙芝居読み聞かせと朝のお世話」「縦割り班活動」

「あかねっこ宿泊学習」「運動会・あかねっこ発表会の取り組み」「6年生ありがとう会」

など

(3) 教育活動全体を通じた道徳教育・「いのちの教育」の推進

①社会・自然・交流体験の充実

*6年間を見通した計画を基に、豊かな体験活動を設定していきます。

②命や人権の尊重

*道徳教育、いのちの教育、人権教育、「ソーシャルスキル」を推進します。

ア：「いじめ」の本質や構造の理解

【いじめは相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許される行為ではない】

イ：自分自身の生活や行動を省み、いじめ抑止につなげていく道徳教材や資料の提示

ウ：6年間を見通した「いのちの教育」・「ソーシャルスキル」の計画

*児童を傷つけたり、いじめを助長したりするような不適切な認識や言動、差別的な態度や言動に注意します。

(4) 教職員の資質能力の向上

①全教職員の気づきが基本

*児童の些細な言動から個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていきます。

②授業公開

*校内で授業を公開し、互いの授業を参観し合う機会を位置づけます。教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点からもアドバイスし合います。

③心の通い合う教職員の協力協同体制（授業改善と関連して）

*互いに、学級経営や授業、生徒指導について尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場づくりを推進します。

*校内組織が有効に機能し、様々な問題に対応できる体制をつくり、児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進します。

(5) 学校・家庭・地域との関係

①保護者や地域との連携

* PTA の各種会議や保護者会において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設けます。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために研修会や学校・学年便りなどによる啓発活動を行います。

②インターネットを通じて行われるいじめに対する啓発活動や情報モラル研修会

*インターネットを通じて行われるいじめを防止できるように、保護者と連携・協力し、双方で指導します。

- スマートフォン、音楽プレイヤー、ゲーム機等のインターネットに直接つながる機器を持たせる必要性の検討をお願いします。
- フィルタリングだけでなく、家庭におけるルール作りをしてください。
- 児童の発するサインを見逃さないようにお願いします。「メールを見た時の表情、使い方の変化」等に注意してください。
- *家庭で下記の情報モラルについて話し合ってください。
 - ・個人情報が出し、トラブルが起きているという認識をもつこと。
 - ・「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に深刻な影響を与えるという認識をもつこと。犯罪につながる可能性があること。
 - ・一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。

*深刻な誹謗中傷等が発生した場合は、警察等に相談します。

5. いじめの早期発見の取り組み・手立て

いじめは、早期に発見することが早期解決につながります。いじめは、大人や教職員が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいため、児童の些細な変化や発する信号に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することに努めます。

また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集を行い、児童や保護者の悩みや不安を積極的に受け止めます。

①日々の観察・・・有効的な「チェックリスト」の活用

- ・健康観察時の声の大きさ・表情
- ・保健室利用回数
- ・休み時間や放課後での雑談
- ・グループ内の人間関係の把握・・・気になる言動が見られた場合は、適切な指導を行い、関係修復にあたる。

小さな芽キャッチング

- ・毎日の「振り返りノート」等の活用・・・気になる内容に関しては、教育相談や家庭に連絡するなどして、迅速に対応します。

②個人面談の実施

定期・臨時の「子どもと語る会」での聞き取り、相談

③「いじめ早期発見のためのチェックリスト」の活用

④Q-Uテストによる学級生活状況調査の活用（5・11月実施）

⑤児童・保護者対象いじめ発見アンケート調査

⑥各学期1回の「学校生活アンケート（記入式）」での聞き取り、相談

⑦保護者への啓発活動

*いじめが合った場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するなどの啓発活動を行います。

⑧教職員の資質能力の向上

*児童の立場に立ち、児童の言葉をきちんと受け止め、児童を守る姿勢を大切にします。

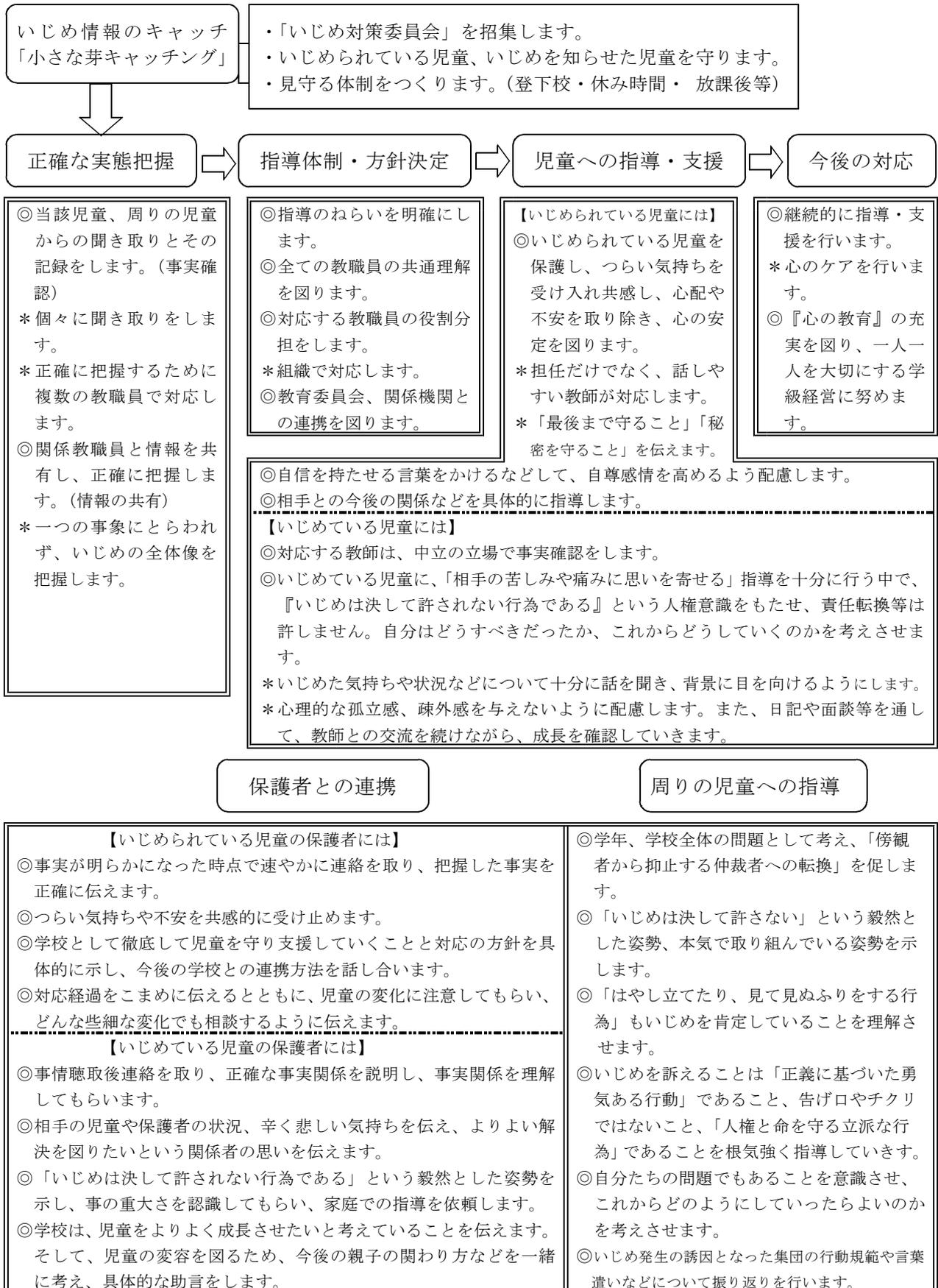
*共感的に児童の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めます。

⑨「ネットパトロール」の実施

6. 早期対応・解決に向けた取り組み (いじめを認知した場合の対応)

いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童とその保護者への助言を継続的に行います。

いじめ対応の基本的な流れ



7. 重大事態への対処

(1) 重大事態についての基準

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められた時。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。
(いじめ防止対策推進法 第28条) より
- ※児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があった時は、重大事態が発生したものとして、報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態発生時の連絡体制、初動

- ① 校長は、重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告し、対処する組織を設置します。緊急時には、臨機応変に対応します。
※必要に応じて、警察等関係機関にためらわずに通報します。
- ② 「いじめ対策委員会」を招集します。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取：いじめを受けた児童→周囲にいる児童→いじめをした児童
- ④ 上記結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

(3) 教育委員会や関係機関との連携

- ① いじめにより、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。
- ② いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、教育委員会及び警察（成沢交番）と連携して対処します。また、児童の生命、心身または財産に重大な損害が生じる恐れがある時は、直ちに警察（成沢交番）に通報し、適切に援助を求めます。

8. 公表・点検・評価

- ① 「学校いじめ防止基本方針」を公表します。
- ② いじめに関しての統計や分析を行い、これに基づいた対応を取ります。
* 「いじめ発見調査アンケート」・「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を活用します。
- ③ いじめ問題への取り組みを学校評価の項目に加え、保護者、児童、職員で評価します。評価結果から、改善策を検討し、課題を克服するための実践をします。（計画→実行→評価→改善）
- ④ 点検・評価に基づき、「学校いじめ防止基本方針」を見直します。

◇ いじめ対策年間計画 ◇

□教職員間の活動

○児童・保護者への活動

	年 間 計 画	留 意 す る こ と
4月	<input type="checkbox"/> 学年間の情報交換と個別の指導記録（学級経営案）の引き継ぎ 「学級担任間」 <input type="checkbox"/> いじめ対策に関わる共通理解（確認・周知）と「いじめ防止対策委員会」の編成 「職員会議」 *「蔵王二小いじめ防止基本方針」の確認 ○いじめ防止に対する教師の決意表明 「学級・始業式」等 ○児童の人間関係づくり・学級のルールづくり ○保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 「保護者会」	<ul style="list-style-type: none"> ・記録を教職員間で確実に引き継ぎます。 ・学校が、いじめの問題に本気で取り組む姿勢を示します。
5月	<input type="checkbox"/> 校内研修「いじめの早期発見と指導のあり方」 ○「Q-Uテスト」による学級生活状況調査の実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・「Q-Uテスト」の結果を「子どもを語る会」で共有し、全教職員で指導に生かします。
6月	○学校行事「あかねっこ宿泊学習」を通じた人間関係づくり ○「いじめ発見調査アンケート」・「学校生活アンケート」の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施 ○「蔵王二小を語る会」の実施と情報交換	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の人間関係に変化が表れやすいこの時期に児童が訴える機会を複数回確保します。（いじめ対策点検に生かします。）アンケートの集計はその日の内に終え、事実確認や当該児童の指導等は速やかに行います。
7月 8月	<input type="checkbox"/> 外部研修講座への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質能力の向上を図ります。
9月 10月	○学校行事「運動会」・「あかねっこ学習発表会」を通じた人間関係づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・児童主体の活動を保障し、活動の意欲を高め、自覚を促す支援を心がけます。
11月	○「いじめ発見調査アンケート」・「学校生活アンケート」の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施 ○「Q-Uテスト」による学級生活状況調査の実施と分析	<ul style="list-style-type: none"> ・この時期も児童の人間関係に変化が表れやすいと捉え、実施します。 ・「Q-Uテスト」の結果を「子どもを語る会」で共有し、全教職員で指導に生かします。 *1回目と2回目を比較・分析し、よりよい人間関係づくりと指導に生かします。
12月	<input type="checkbox"/> ○「学校評価」の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、児童、保護者の意見を聞きます。
1月	○「学校評価」の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員、児童、保護者の評価結果から、改善策を検討し、課題を克服するための実践をします。
2月	○「学校生活アンケート」の実施 ○アンケートの結果をもとに「子どもと語る会」の実施 ○「蔵王二小を語る会」の実施と情報交換	
3月	<input type="checkbox"/> 「個別の指導記録」の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 <input type="checkbox"/> 小中の情報連携のための連絡会	<ul style="list-style-type: none"> ・記録を教職員間で確実に引き継ぎます。

※「子どもを語る会」は毎月実施